**２０２０年４月２日**

**各市町村**

**国民健康保険担当課様**

**沖縄県社会保障推進協議会**

**会長　新垣安男**

**新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料（税）および国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金の取り扱いに関する自治体アンケート回答の要請**

　今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

3月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度、及び介護保険関係事務の取扱い」により、国民健康保険法第77条の規定に基づく保険料（税）の徴収猶予等の取り扱いが示されました。

　また、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部から発出された緊急対応策―第2弾―において、「症状がある方への対応」として「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」と明示されました。

　今般、国の要請によって実施された臨時休校や、大規模イベントの自粛要請等により、収入が著しく減少し経済的に困難に陥る被保険者が多数おられます。上記の対応策に関して、市民の不安に応え、生活の安定に資するよう、情報提供をお願いします。

**記**

1. **今般、国の要請によって実施された臨時休校や、大規模イベントの自粛要請等により、収入が著しく減少した被保険者について新型コロナウイルス感染症を国民健康保険法第77条及び高齢者の医療の確保に関する法律第111条並びに介護保険法第142条に定める「特別な理由のある者」とみなし、保険料の徴収猶予を行うことを可能とするとされています。**

**➀　通達で示された「保険料猶予」について対応準備はできていますでしょうか？**

**➁　住民への周知はどのように行われますでしょうか？**

**③　実際に猶予された件数は3月中にございますでしょうか？**

**④　減免拡大は検討されていますでしょうか？**

1. **傷病手当の支給を自営業者等も含めた国民健康保険及び、後期高齢者医療保険の全ての被保険者に対象を拡大できるという国からの通達が出されています。**

**➀　国保傷病手当の条例改定の手順はどのようにされますか？**

**➁　6月議会になると対応が遅れますが、専決処分は検討されていますか？**

**③　2020年1月に遡及するよう準備されていますでしょうか？**

**④　被用者以外の被保険者全体に対象拡大するように準備されていますでしょうか？**

**⑤　自宅療養も対象となる旨の通知も徹底されますでしょうか？**

**以上につきまして、加盟団体構成員（約10万名）にも伝えたいと思いますので、4月7日までにご回答協力お願いします。**

**以上**